

インバウンド向け宿泊促進キャンペーン 参加事業者の手引き

1 概要

この手引きは、仙台市インバウンド向け宿泊促進キャンペーン（以下、「キャンペーン」という。）において、キャンペーン参加事業者の必要な手続きについて定める。

2 定義

この手引きにおいて、以下の用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

(1) 割引相当分

当キャンペーンの参加事業者がOTAに掲載する宿泊プランの宿泊代金に、この手引き4の規定を適用して算出される仙台市の補助金の額をいう。

(2) 申請者

この手引き5の規定によりキャンペーンへの参加を申請する宿泊事業者をいう。

(3) 登録事業者

この手引き6の規定によりキャンペーンへの参加登録を受けた宿泊事業者をいう。

(4) 事務局

仙台市よりキャンペーンに関する業務を受託した者をいう。

3 キャンペーン参加対象事業者

旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受け、市内において同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業若しくは同条第3項に規定する簡易宿所営業を営む者又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者であって市内において同条第3項に規定する住宅宿泊事業を営む者とする。なお、暴力団等との関係を有していないこと。

4 支払額の算出方法等

- (1) 割引相当分の額は、宿泊客1名の1泊当たり税込み宿泊代金の40%とする（ただし、割引額は宿泊客1名の1泊当たり税込み20,000円を上限とする）。
- (2) 同一の宿泊客が連続して宿泊する場合、1名当たり3泊までを対象とする。
- (3) 宿泊客1名の1泊当たり宿泊代金が税込み6,600円未満の場合は、対象外とする。

5 参加の申請

キャンペーンへの参加を申請する者は、別途事務局が定める方法により申請を行う。

6 参加登録の決定等

事務局は、この手引き5に規定する申請が到達してからすみやかに、当該申請に係る審査を行ったうえで参加登録の可否を決定し、申請者へ結果を通知しなければならない。

7 申請の取下げ

登録事業者は、参加登録の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げを行うことができる。これに必要な手続きは、別途事務局が定める。

8 決定の取消し

- (1) 仙台市がキャンペーンの実施又は継続が困難であると判断した場合において、事務局は、仙台市と協議のうえ、参加登録の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (2) 事務局は、登録事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、仙台市と協議のうえ、参加登録の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - ① 虚偽その他不正の手段により参加登録の決定を受けたとき
 - ② 参加登録の決定の内容又はこれに付した条件その他この手引きに基づき事務局が行った指示に違反したとき
- (3) 事務局は、(2)の規定による取消しを決定したときは、理由を付して登録事業者へ通知しなければならない。

9 その他

この手引きの施行に関し必要な事項又はこの手引きに定めのない事項については、事務局が仙台市と協議のうえ、別途定める。